



解禁日	平成26年10月22日 16時
(予備日)	10月29日 16時
平成 26 年 10 月 20 日	

## 国土交通省中部地方整備局 多治見砂防国道事務所

**2回の取締りで違反車両が5割！**  
～今年度3回目の特殊車両(過積載車両等)の指導・取締りを実施します～

### 記者発表資料

#### 1. 概要

多治見砂防国道事務所は、今年度2回の特殊車両取締りを行ったところ、違法通行車両は5割を占めていました。  
引き続き、道路の保全と交通の危険防止を図るため、岐阜県多治見警察署の協力を得て、今年度3回目となる特殊車両等の指導・取締りを行います。

■日 時：平成26年10月22日（水） 13時30分～15時30分  
(予備日：10月29日（水） 13時30分～15時30分)  
※天候の状況等により中止する場合があります。

■場 所：一般国道19号 土岐市泉町河合地先 土岐車両重量計測所

#### 2. 資料

別紙、参考資料

#### 3. その他

報道関係者を対象に公開します。  
なお、取材をご希望の方は、下記問合せ先まで事前にお知らせ下さい。

添付資料 4枚

#### 配 布 先

多治見市政記者クラブ、日刊建設工業新聞、日刊工業新聞社、建通新聞社、建設通信新聞

#### 問い合わせ先

国土交通省 多治見砂防国道事務所 副所長 石垣 イシガキ 政彦 マサヒコ TEL 0572-25-8020  
FAX 0572-23-7236

道路の異状を発見したら・・・道路緊急ダイヤル #9910 (通話料無料・24時間受付)

〈特殊車両指導取締  
土岐市泉町河合地先

実施場所案内図〉  
(国道 19 号 46. 7 k p)

広域図



詳細図



## 特殊車両通行許可に関する現状等

道路を通行する車両については、大きさや重量を制限（一般的制限値）しており、一般的制限値を超える車両を「特殊車両」といいます。

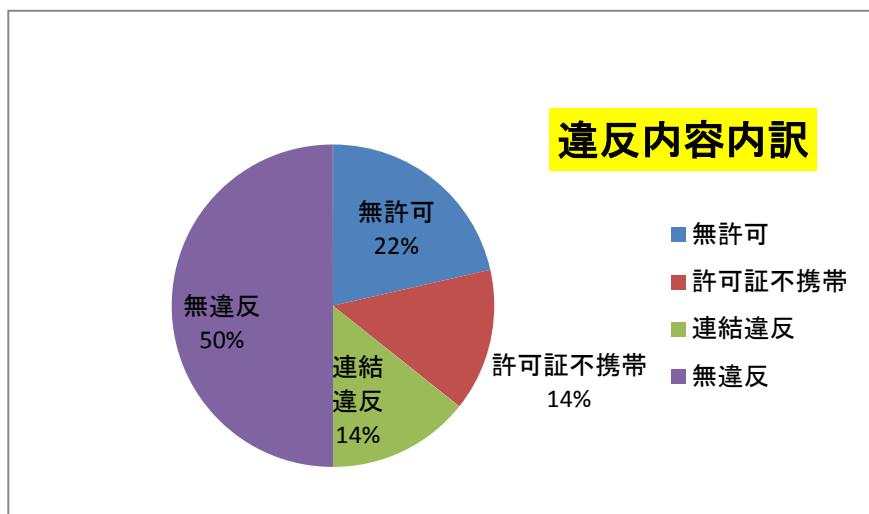
特殊車両は、道路管理者がやむを得ないと認めたときに限り、道路の構造を守り交通の危険を防ぐため、通行に必要な条件（走行時間帯、誘導車の配置、徐行など）を付しその通行を許可しています。また、重量を超過する車両等は、道路の構造物の劣化を早めたり、交通事故を起こす要因となるなど道路構造や交通に多大な影響を及ぼします。

## 平成26年度取締状況

### 1. 取締結果

第1回(8月21日):6台検査、うち違反3台

第2回(9月19日):8台検査、うち違反4台



### 2. 取締状況



寸法計測



指導・啓発状況

## 特殊車両について

## 車両制限令で定める最高限度

- 寸法(幅、高さ、長さ、最小回転半径)



11

## 車両制限令で定める最高限度

- 重量(総重量、軸重、隣接軸重および輪荷重)



総重量(車両自重+積載物重量+乗員) ●隣接軸重: 18~20t

●高速自動車国道および

重さ指定道路: 最大25t

●その他の道路: 20t

※総重量については、道路種別および車種により特例があります

12

## 違反大型車両が道路構造物に与える影響

①積載重量超過などによる違反車両は、道路構造の劣化を早めます。

### 疲労のイメージ

①健全な床版の状態



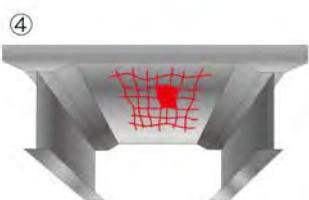
②車両が繰り返し走行することで、縦方向・横方向に小さなひび割れが発生



③サイコロ状に近い形まで密なひび割れが発生



④床版が抜け落ちて舗装に穴が空いた状態



コンクリートの床版が抜け落ちて舗装に空いた穴

②車両の重量による道路構造物の疲労に及ぼす影響

- ・車両の重量による道路構造物の疲労に及ぼす影響は、橋梁で12乗といわれています。
- ・大型車両1台が軸重10tの基準を2t超過した場合、約9台分の疲労が蓄積されることになります。

